

大分県生活困窮者就労支援協議会 設置要綱

(名称)

第1条 この会は、大分県生活困窮者就労支援協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、関係機関が一堂に会し、生活困窮者自立支援制度に係る就労に関する課題について、協議・検討することにより、就労準備支援や就労訓練等の普及及び円滑な事業実施と、本事業を通じた地域福祉の増進に資することを目的に開催する。

(事業内容)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 生活困窮者の就労等に関する協議
- (2) (1)に基づく提案・提言
- (3) その他目的達成のために必要な取組み

(事務局)

第4条 本協議会の事務局は、大分県社会福祉協議会内に置く。

(構成)

第5条 本協議会の構成員は、別表第1に掲げる関係機関、関係団体、及び生活困窮者の自立に関する職務に従事する者と、その他の関係者によるものとする。

(作業部会)

第6条 本協議会は、必要に応じて作業部会を招集することができるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、構成員が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年1月31日から施行する。

平成29年6月23日 一部改訂

平成30年3月22日 一部改訂